

令和3年1月6日

事業所各位

伊奈町商工会

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について

謹んで新春をお祝い申し上げます。

旧年中は大変お世話になり、誠にありがとうございました。

さて、県内において新型コロナウイルスの感染が拡大していることに伴い、1月4日付で埼玉県知事より県内企業に対し下記のとおり協力要請がありましたのでお知らせいたします。

なお、国より緊急事態宣言が発出された場合には、基本的対処方針に基づいて、必要な変更が行われるとのことです。

また、協力要請に対する協力金の支給については実施の方向で検討されておりますが、営業時間短縮要請期間全ての期間(例1月12日～1月31日)で協力した事業者が対象となる可能性があります。

記

事業者への要請

(1) 営業時間の短縮等

ア 令和3年1月8日(金)午前0時から令和3年1月11日(月)午後12時まで

- ・対象：さいたま市大宮区、川口市、越谷市内の「酒類の提供を行う飲食店」及び「カラオケ店」
- ・内容：営業時間 午前5時から午後8時まで
酒類提供時間 午前5時から午後7時まで

イ 令和3年1月12日(火)午前0時から令和3年1月31日(日)午後12時まで

- ・対象：県内の飲食店(カラオケ店、バー等を含む)
- ・内容：営業時間 午前5時から午後8時まで
酒類提供時間 午前5時から午後7時まで

(2) その他

ア 期間

令和3年1月8日(金)午前0時から令和3年1月31日(日)午後12時まで

イ 内容

- ・テレワークの徹底(目標値：県内企業の50%)
- ・在宅勤務・時差出勤の徹底
- ・職場・寮における感染防止策の徹底
- ・従業員への基本的な感染防止策の徹底や、会食自粛等の呼びかけ
- ・全てのイルミネーションの早めの消灯